

## 庇護から保護へ

——他者救援をめぐる倫理の転換

池 田 丈 佑

はじめに

世界政治の視点から倫理をみる際に欠かせない前提として、私たち一人一人が人類の一員であると同時に特定の政治的共同体にも属しているという事実がある<sup>(1)</sup>。この二重性は、世界が、人類からなる世界共同体と同時に、二〇〇あまりの政治的共同体の集合としても成り立っていることに対応している。

これを踏まえてグローバル倫理をみるとき、世界共同体に根ざす倫理と、政治的共同体を基盤とする倫理とを、いかに共存させるかを考えないわけにはゆかなくなる。私たちが人類の一員として振舞うべきか、ある共同体の一員として振舞うべきかという行為の選択に関わってくるからである。双方が両立するならばそれでよい。問題は両立しない場合である。アンティゴネーがクレオン王の正義を斥け、キリストがパリサイ人に向かってカエサルのものカエサルへ納めよと命じた背後にも、人間の二重性ゆえに直面する倫理の共存と選択という問題が存在した。「コスモポリタニズム対コミュニ

タリアニズム」という現代の再定式にせよ、両者の統合をねらった最近の研究にせよ、その根底には同じ問題がある。

小論の目的は、この人間の二重性に立脚する倫理の共存と選択に関する問題を、他者救援を素材に検討するところにある。とくに、複合的人道危機において常に発生する人間の強制的移動に注目し、これに対処する二つの行為、すなわち庇護と保護との関係から考えることにしたい。両者は、命の是非をめぐってうち立てられる関係という点で同じである。しかし、庇護が、政治的共同体の領域を基盤に、そこへ相手を受け入れることによつて命を救おうとするのに対し、保護はその領域を越え、出向いて相手を救おうとする点で、対称的でもある。小論では、両者が、長い歴史のなかで均衡してきたこと、にもかかわらずその均衡が二〇世紀以降、強制移動に関する国際レジームの成立を契機に崩れていったことに注目したい。均衡する倫理観の崩壊は、まず庇護主導による救援倫理の拡大というかたちで進む。しかしそれは一九七〇年代に挫折し、代わつて保護主導による救援倫理の発展へと取つて代わられる。他者の救援を理

由付ける倫理観は、庇護から保護へと転換してゆくのである。

準備作業として、次節と第二節では、庇護と保護の概念を明らかにする。第三、四節では、二つの救援倫理による共存が、大規模強制移動の包摂と共にどう変化していったかを追う。最後に、この救援倫理の転換を、世界政治との関連から検討したい。

## 1. 庇護の倫理

そもそも庇護は、命の救援を直接意味したわけではない。その語源 (*asylum, asylum*) が示す通り、本来は「不可侵なるもの」を指す。不可侵性のあらわれを通して命が救われることから、庇護に救援という意味が加わるわけである。庇護が、避難する「場所」と、避難してきた者を庇い護る「権能」という二つの意味を持つとする見解<sup>②</sup>は、この不可侵性を反映したものである。

これより庇護は、不可侵性を成り立たせる淵源抜きには考えられないことになる。一般に、庇護の淵源は、神から法（ローマ法）、王、国家へと推移してきた。この流れゆえ、今日、庇護は主権国家の権利として理解される。したがって、「庇護を与えるものは常に国家であり、庇護を受けるものは常に個人である<sup>③</sup>」という構図ができあがる。だが、庇護には、これに並行して、個人や人間に不可侵性を求めようとした流れが、同様に存在してきたことに注意しなければならぬ。庇護においても、人間の二重性をめぐる問題が存在したわけである。この第二の底流は、古代自然法やキリスト教倫理、

近代自然法のうちに求められうる。そして後にみるように、庇護の淵源を人に求めるこの流れが、庇護の拡大において影響を及ぼすことになる。

庇護は、「迫害」の存在を前提とする。迫害が何を含みうるかは長らく議論されてきた問題であるが、ここではむしろ、迫害が逃れてきた者の属する政治的共同体による権力作用である点に注目したい。その上で、庇護は、逃れてきた者を庇い護ることで、この権力作用をいわば免除するはたらきをもつ。したがって国際的には、庇護による免除作用をどう考えるかが問題となる。この点については、理論上、庇護を潜在的な戦争原因とみた見解があつた<sup>④</sup>一方で、諸条約を通して庇護行為を敵対的でないものとする定める国際的実践が続けられてきた点に注意が必要である。

## 2. 保護の倫理

一方保護は、庇護に比べるとより茫漠な概念である。だがこれを、世界政治、それも人道危機の文脈に限って理解しようとするならば、なおもいくつかの特徴をみることができる。

まず保護は、命の救援について、受動的のみならず能動的である。しかし、保護がどの程度能動的でありうるかは、保護が掲げる目的による。そのため、保護に関しては、ある人の身体的安全の保障に限るミニマリストの見解と、その人の政治的・社会的・文化的状況の改善をも含むとするマキシマリストの見解という、二つの意

見が想定されることになる。<sup>5)</sup> 前者は「恐怖からの自由」と、後者は「欠乏からの自由」と、それぞれ連結可能である。ただしずれにせよ、庇護が前提とする迫害よりも幅広い原因行為や状況を想定している点で、庇護は庇護とは異なる意味をもつ。

次に、その能動的 성격から、保護は「介入」や「干渉」というかたちをとることが多い。そのため、国際的にみて、保護は常に、「掟破り」<sup>6)</sup>で「敵対的」な行動となる余地を持つている。ここに、保護が常に何らかの理由づけを必要とするゆえんがある。国際的保護に関する理由づけとしては、大きく三つの方法が考えられる。第一は正戦論の類推適用である。「介入と国家主権に関する国際委員会」報告書である『保護する責任』<sup>7)</sup>は、この代表例である。第一の立場は、「正戦と正当介入とが、共に「掟破り」であることが前提である。しかし、正戦論が絶対的平和論を想定し、それに違反する戦争を理由づける一方で、正当介入論が主権平等と内政不干渉の原則を想定し、それに違反する介入や干渉の正しさを説こうとする点で、両者の間には質的な違いがある。第二は、信託<sup>8)</sup>に基づくパターンリズムである。この場合、信託を通して、被害者のために第三者が保護を与えることで行為は正当化される。しかし同時に、この論理によつて、第三者と被害者との間で非対称的な権力関係がうち立てられる点も見逃してはならない。第三は規範倫理学の諸理論である。ここで保護や介入・干渉は、功利主義<sup>9)</sup>、権利論<sup>10)</sup>、潜在能力論<sup>11)</sup>、カント的義務論<sup>12)</sup>等によつてさまざまに正当化される。しかしより注目すべきは、第三の立場が、保護や介入・干渉を正当化する以上に義務付け

る傾向にある点である。いまあげた諸議論が、コスモポリタニズムを下敷きに国際的保護の正当性や必要をうったえがちな点も合わせて考えるなら、第三の見解は、普遍性と指令性とを旨とするヘアの理由づけ<sup>13)</sup>を共有していると考えてもよい。

### 3. 庇護から保護へ―その内的状況

かくして庇護と保護とは、他者救援をめぐる二つの倫理観として存在してきた。庇護の倫理は特定の領域に根ざした救援を示し、保護の倫理は領域を越えた救援を定めてきた。両者は、人間の持つ二重性に対応するかたちで併存してきたわけである。ところが双方は、二〇世紀以降、強制移動をめぐる国際レジームという一つの枠へと流し込まれる。そしてここでは、庇護主導による救援倫理の拡大とその失敗、そして保護主導による救援倫理の拡大が起こる。本節と次節では、この一連の過程を取り扱うことにしたい。ここで留意すべきは、強制的移動という文脈での他者救援倫理の転換が、二〇世紀に突然起きたわけではないことである。救援倫理が転換する背景には、外的状況はもちろん、それを可能にする思想的変化が存在している。したがって、この思想的状況からまず明らかにしたいと思う。

#### (1) 庇護概念の拡大

庇護概念は、その不可侵性を王や国ではなく人に求める思考を

もつていた点で自ら拡大をゆるす余地を有していた。とりわけ、古代自然法とキリスト教倫理の果たした役割は大きい。ローターパクトの指摘通り、古代自然法は、ローマにおいて自由人と奴隷とに分かたれてきた人間が本質上平等である旨を示した<sup>14</sup>。かつて被疑者や債務者に限られてきた庇護の対象が広がった際、最初に含まれたのが奴隷であった事実とあわせて考えるなら、古代自然法の果たした影響の大きさがうかがわれる。

だが、キリスト教の登場は、古代自然法をしのご影響をもたらしたとみてよい。まず、キリスト教によつて、迫害や訴追を及ぼす主体自身が、神の権力に対する世俗の権力として相対化される。同様に、迫害や訴追、さらにはそれを成立させる世俗世界における罪や債務の考えも、原罪概念の登場によつて相対化される。これに加えて、教会が庇護の場として機能し始める。教会の出現は、単に庇護の場を増やした以上に質的な重要性を持つている。そもそも教会は宗教的権威の及ぶ領域に属するものであり、世俗権力の及ぶ領域とは別個だと理解される。そして、教会の体現する領域は個々の政治的共同体を越えて普遍的である。その教会が庇護を受け持つようになったということは、個々の政治的共同体がもつ領域に根ざした庇護から、宗教的意味で普遍的である一つの共同体を基礎とした庇護への、転換を示唆しているといえるのである。もちろん、ローマ帝国による国教化以降、世俗権力やその領域は、事実上宗教的権力や領域と一致して推移する。しかしより重要なのは、そのような合致を経てなお、普遍的権力が、世俗的権力に完全に取つて代わるま

では相当の期間を必要とし、その期間中は、何らかの思考が、普遍的権威と権力、そしてそれに対応する領域を体現し続けてきたということであろう<sup>15</sup>。

これに加えて見逃せないのは、キリスト教が、「よきサマリア人」の思考に代表される別の救援倫理をも有していたことである。ルカ書の示す通り、ここでキリストが説くのは、「行つて、彼のようにせよ<sup>16</sup>」という能動的救援である。何よりキリスト自身の行動が、庇護と対極にある性格を体現していた点で、キリスト教における救済は、受動的なものに加えて能動的でもあったことがわかる。

自然法にせよ、キリスト教倫理にせよ、その導入によつて、庇護の対象者は拡大することになった。本来、自国において不正な迫害や訴追を受けた者に限られてきた庇護は、一般の犯罪者や債務者を含むようになる。自由人に限られていた範囲は、奴隷を含むようになり、キリスト教徒に限られていたものは異教徒をも含むようになる。後年、フォンテーヌブローの勅令によつて出現するユグノー教徒が難民の「起原」とされるのは、こうした一連の流れを踏まえてのことである。

## (2) 保護概念の発展

一方、保護概念の本格的な発展は、近代以降の流れにまたなければならぬ。もちろん、圧政に苦しむ人びとを救うべく介入した事例は、『出エジプト記』や先述したサマリア人の話に代表されるように古くからある。また、理論的出発点として、正しい武力行使の

ひな型となったアウグスティヌスの正戦論や、アクィナスによる精緻化も見逃すことはできない。にもかかわらず、近代における発展は、保護が持つ能動的性格の基本枠組みが完成したという点で、特別の重要性を持っている。端的にいえば、保護の能動的性格についてはグロテイウスが基本的枠組みを作り、プーフENDORFやカントが、その能動性の土台を提供したと考えることができるのである。

保護の能動的性格は、グロテイウスによる「他人のためにする戦争」<sup>17</sup>という考えによつて、直接的に形作られたとみてよい。プライスの指摘通り、グロテイウスは庇護に対してどちらかというところの印象をもっている。加えて彼は、抑圧下の人びとによる自国君主への抵抗を認めない。こうした状況で、圧政に対するいわば安全弁として彼が設けたのが、「他人のためにする戦争」という考えである。彼の議論の重要性は、単に介入を定式化したことにはとどまらない。戦いが他国の人びとの解放を目的とする点、さらには、それが信託という形をとつて各国の君主に委ねられている点に、むしろ注目が必要である。現代の文脈で、こうしたグロテイウスの議論が「連帯主義」を支える一つの支柱となつていることは、周知の通りである。<sup>18</sup>

一方で、保護の能動性を理由づけるかたちで異なる貢献を果たしたのがプーフENDORFとカントである。プーフENDORFは、従来用いられてきた庇護概念に代わつて、「歓待 (hospitality)」という考えを提起した。この議論については、庇護概念を破壊したとい

う理由で批判的な見解がある。<sup>20</sup>だが、彼のいう歓待が、受け入れられることで他者を救うという本質をなおも失っていない点を考慮するならば、この批判は若干行き過ぎであろう。むしろ、歓待に関して、プーフENDORF以上に変化をもたらしたのはカントである。というのも、カントは、歓待を明確に権利として位置づけたためである。歓待が国家ではなく人間の権利であることは、歓待されるべき者が、同じ地上を「訪問する」存在として想定されている点を考えれば明らかである。しかも、それは、単に人間の権利である以上に、訪問国と何の紐帯もない他者 (strangers) の権利であることにも注意しておかなければならない。こうしたカントの考えは、同じ人間である限り手段として用いてはならないこと、ある個人の格率は同時に普遍的に適用されるべきであることを軸とした仮言・定言命法と結びついて、国境を越えて他者の保護を可能とする基盤となる。先述した規範倫理学、とりわけカント的立場に立つ議論のほとんどが、こうした思考の組み合わせで国際的救援を義務付けている点を、再度想起すべきであろう。

#### 4. 庇護から保護へ—その外的状況

かくして前節より、庇護と保護には、それぞれのうちにおいて、意味を拡大できるだけの思想的発展が内在したことが明らかになった。しかしそれが、無制限な意味の拡大をゆるさなかったことも、また事実である。誰が庇護されるべきかは法的に規定され、庇護の

濫用に対しては制限がかけられた。「他人のためにする戦争」たる国際的介入も、実証主義的国際法の台頭によって停滞した。庇護から離陸した欲待概念についても、訪ねる者が相手国の平穏や秩序を脅かさない限りにおいて、その者は敵対的に扱われないという留保が常に付された。いわば、セーフガードが二重三重に設けられることで、庇護の倫理と保護の倫理との間には、思想的にも、また制度的にも、絶妙な均衡が保たれていたのである。しかし、このような倫理の均衡はやがて崩れることになる。本節では、大規模強制移動に対応するかたちで展開される国際社会の動きから、こうした他者救出倫理の転換を描いてみたい。

#### (1) 大規模強制移動

まずことわっておかなければならないのは、大規模な強制的移動が直接の引き金となつて、庇護と保護との併存が崩れたわけではない点である。むしろそれは、庇護と保護とが、大規模強制移動の被害者をみずから引き受けようとして、なし崩し的に変容していった格好に近い。この点は、庇護が拡大し保護が発展する歴史が、それぞれの扱う強制移動の被害者が増加する歴史であり、しかもその被害者を包摂していく歴史であることに注目すれば明らかである。そもそも、大規模強制移動は新しい現象ではない。ただ同時に古来より、強制移動によって救われる人びとの数も非常に限られていた。アテナイによるメロス島の征服や、四一〇年のローマ陥落に典型的に見られるように、多くの人びとは強制的移動と縁がないまま、殺

され、あるいは奴隷にされてきたのである。

したがって、庇護と保護とが、制度として、いかにみずから大規模強制移動を包摂していったかが、問題を考える上で重要である。ここで鍵となるのは、強制移動をめぐる国際レジームである。このレジームは、今日、国連難民高等弁務官事務所を中心とした多層的な国際体制として理解されているが、実はそれ以前に、レジームの誕生を可能にした萌芽的状况があつた点に注意しておく必要がある。この状況において、思想的に拡大された庇護と保護が、より規模の大きい強制移動を含むようになったからである。

強制的移動を扱う国際レジームの萌芽は、まず、犯罪人引き渡しをめぐって近代以降ヨーロッパ各国が結んだ諸条約に求められる。それぞれはアド・ホックであり、締結された時代も締約国も異なる。にもかかわらず、一連の諸条約は、それらが共通して(1)庇護の敵対的性格を否定し、(2)庇護の対象とその除外対象とを明確に定め、(3)本国への不引き渡しを原則とすることで、国際的庇護に関する共通了解を形成していった。一九七七年に提起される領域内庇護条約案が、まさに上記三つから成り立っていることに鑑みても、この点は興味深い。

加えて、国際レジームの誕生に少なからぬ影響を与えているのが、それ以前に制定された外国人や少数者の処遇を定めた国際条約群である。このような諸条約が、単に外国人や少数者のみならず、強制的に移動を迫られた人々の処遇についても規定を有していたためである。たしかに、条約の適用を受けうる強制移動の被害者が、

熟練労働者（古代ギリシア）や商人（中世ヨーロッパ）など<sup>(28)</sup>、いずれも規模として限定的であったことは否めない。ただ同時に、諸条約の発展が、国際的な人権法の創設に影響を及ぼしたことも、注目の必要がある<sup>(29)</sup>。また、中東欧における少数者保護の問題が、一九世紀から二〇世紀における国際的介入・干渉に関する諸議論の底流として存在した点も<sup>(30)</sup>、少数者のおかれた状況と能動的救援の是非とが密接に関係していることを示す好例であろう。

犯罪人等の（不）引き渡しをめぐる条約群の成立と、外国人や少数者の保護を目的とした諸条約の制定は、庇護、保護、それぞれの側面における、レジーム形成の前段階を示している。そして前者が、一般条約を通して庇護を可能にするだけの土台となり、後者は、保護の国際的展開を可能にするだけの基礎となったと考えられる。その上で両者は、強制移動を端的に表現する難民を保護する国際制度へと流れ込んでゆく。第一次世界大戦以降、国際連盟を中心に難民問題を扱う国際制度が本格的に形成されるが、ここでは、一般条約（難民の国際的地位に関する一九三三年条約）を通して庇護の国際的展開と、国際的行政機関（ナンセン国際難民事務所）を通じた保護の展開という形をとって実践されることになる。一般条約による庇護と、国際的行政機関を通じた保護、という二本立ての形態は、冷戦による混乱を経つつも、「難民の地位に関する条約（難民条約）」による庇護と国連難民高等弁務官事務所による保護という形をとって、第二次世界大戦後も継承される。

## (2) 庇護主導による救援倫理の挫折

ところで、「出向く」救援を端的に示す人道的介入・干渉は、強制移動を扱う国際レジームの埒外にあった。当初より介入・干渉は二国間にまたがる事柄であり、一般条約を通じた法的制度化にも、また国際的行政機関を通じた実践にも、あまり馴染まなかったためである。加えて、主権平等の原則を破る介入や干渉自体が、たとえ人道上の理由とはいえ、一般に支持されていなかった<sup>(31)</sup>。戦間期以降、難民は、対立する陣営の体制的欠陥を体現する存在としてすぐれた政治的な意味を与えられていたが、これを踏まえた難民の救援にせよ、能動的な介入や干渉ではなく、あくまで逃れてくる人びとの受け入れとして表現されていた。

こうした雰囲気のみならず、強制移動を扱う国際レジームにおいては、受け入れられる救援である庇護が主導的位置を占めていたと考えられる。第二次大戦前後の世界が、一般条約を通して国際的庇護を法的に根拠づける作業に着手したのは、庇護主導による救援倫理の展開を具体的にあらわしたものとさえいえる。ここでまず手掛けられたのが、難民の地位をめぐる基準の策定であった。戦間期には「難民の国際的地位に関する一九三三年条約」によって、また第二次世界大戦後には「難民条約（一九五一年）」によって、それぞれ大枠が与えられる。一九六七年には、「難民の地位に関する議定書（難民議定書）」が、難民条約一条A項（B）にあった時間的地理的制約の撤廃に成功し、難民の地位に関しては、国際的な合意が完成する。時期を同じくして進められたのは、庇護自体に関する国際的合意

の形成であった。この点についても、難民議定書と同じ一九六七年に「領域内庇護に関する宣言」が採択されることで二心の達成をみ、同議定書の成功に影響された起草者チームは、続いて条約化を念頭に置いた準備作業を進めてゆく。しかし、五年あまりの準備期間を置いて一九七七年に開催された領域内庇護条約に関する国際会議は完全な失敗に終わる。<sup>32</sup>そしてこの失敗が、それまで庇護主導で進められてきた救援倫理の展開とレジームの発展とを、保護主導によるものへと切り替える契機となるのである。

### (3) 保護主導による救援倫理の発展

もちろん、保護主導による発展といったところで、一九七七年以降の状況がすぐに国際的介入や干渉を正当化する制度形成につながったわけではない。しかし、領域内庇護条約の失敗以後、庇護主導の際に前提とされてきた基本的考えは次第に変化するようになる。救援の中心的主体が庇護国から強制移動発生源へと移行するのは、その一つである。その嚆矢は、一九七〇年代後半以降、領域内庇護条約の失敗に代わって登場する「非公認の抑留 (Unacknowledged Detention、のちに強制失踪 (forced disappearance) と改められる)」を扱った国際規範形成に求められる。後にこれは、一九八〇年代に進められる「強制失踪からのすべての人の保護に関する宣言 (一九九二年採択)」に向けた動きや、一九九〇年代になされる「国内避難民問題を扱う国連指導原則 (一九九八年採択)」への動きへと継承され、拡充されてゆく。

救援主体の移行に関連して重要なのは、副次的な救援の担い手として「国際社会」や「国際共同体」が設定される点である。<sup>33</sup>しかも、一九九〇年代以降、これらが形式上二次的存在でありながら、現実には一次的な担い手として認識され、また行動してきた点に注意が必要である。一次的な救援主体として発生源を、二次的主体として国際社会・国際共同体を設定する背景には、発生源が救援において無意志であり、あるいは無能力・能力不足であることが想定されている。また、そのような事態に際して国際社会・国際共同体がみずから事態の解決に乗り出すよう要求されている点で、能動的救援としての保護という性格も強く表れている。<sup>34</sup>その上で、国際社会・国際共同体による能動的救援を可能にするにあたっては、二つの特徴が見逃せない。第一は国際社会を体現する国際機構の自立化である。主権国家が利害を調整する「場」として、いわば主権の延長線上に置かれた国際機構が、第二次大戦後以降より自立的な存在へと変化し、その存在を高めていったことは周知の通りである。それは、単なる「場」から国際政治の「主体」への変化であると同時に、国際機構みずからに政治的権力を行使する権能を与え始めた過程でもある。<sup>35</sup>第二は、国家主権の相対化である。もちろん、国家主権の絶対性に対する疑義自体は古くから存在してきた。それは、国家とは異なる形で人々がつながる「社会」との関係において相対化され、何より国家主権の主体が王から国民へと移行し、王の政治に国民が抵抗し革命を起こせるだけの権利を持ったという点で、次第に条件付けられていったはずのものであった。ところが、現代の文脈にあっ



て重要なのは、この国家主権の相対化が、単に国家主権の絶対視を斥けるのみならず、責任を連結させ、さらに責任実践に失敗した場合には主権の一時停止というペナルティを課すことを、思想的にも、また制度的にも可能にしたところにある<sup>37)</sup>。ここに、救援主体の変化が、単なる庇護国から発生国への移行以上の内容を有することがわかる。

救援主体の変化に加えて、何から人びとを救うのかという点についても、考え方に変化が生じる。これは一言でいえば、迫害から「危害」への変化である。前述した通り、そもそも迫害とは、移動を強いられる人びとの本国による権力作用であった。しかし迫害の内容をめぐっては一九六〇年代の時点で既に意見が割れており、その後、生命・身体の自由に対してのみ加えられるものとされる「制限的」なものから、より「リベラル」なものへと拡大されて解釈されるようになる<sup>38)</sup>。これと連動して起きたのは、将来予想される害悪を念頭に置いた対応から、現在生じている害悪を想定した対応への移行である。そもそも、庇護が必要である理由は、被庇護者が自国において迫害を受けるだけの「十分に根拠のあるおそれ」が認められるからであり、つまりは将来に対するひとつの推定に基づいていた<sup>39)</sup>。これが保護では、その時点で生じている害悪への注目へと変化する<sup>40)</sup>。この点は、強制移動への対応を事後的なものから予防的なものへと転換しようとする動きとも関連している。一九九〇年代初頭から、国連を中心に「予防的保護」という概念が登場するが、ここでは将来における人の流出入ではなく、内戦や人道危機が起こって

いる地域の少数民族グループや人権状況が問題となる<sup>41)</sup>。救援倫理の転換は、どのような事態に注目するかに加えて、いつ起こっている事態に目を向けるかという点に関しても、考え方を変えていったのである。

救援倫理の転換をめぐって起こったこうした変化は、強制移動に対処する複数の国際的実行においてみられたものであった。だがこれらはやがて収斂し、国内強制移動に関する「指導原則」において結晶化することになる。「指導原則」は一方で、国内強制移動の被害者である国内避難民がいかなる危害から保護されるかを、権利として規定する<sup>42)</sup>。他方で同時に、国内強制移動の予防と対応に際して、避難民発生国が一義的責任を負い、国際社会が副次的責任を負うことを述べてもいる<sup>43)</sup>。そしてその前提として、発生国がこれら一連の対応の責任を負えないとしたとき、発生国の主権が一時的に停止しうる点が想定されている。これらはいずれも、指導原則以前に、異なる国際実行や文書、制度が異なる局面で提示してきたものであった。指導原則は、これらをひとまとめにする格好で、自らの屋台骨としたのである。

ここで見逃せないのは、この「指導原則」が、強制移動における救援倫理の収斂点としてのみならず、それ以降人道問題一般を扱う救援倫理のひな型をも提供したことである。内容的にみれば、『保護する責任』で表れる基本的な諸原則は、「指導原則」の時点ですでに出揃っている。国連が事務総長報告として二〇〇〇年代に出した複数の文書においても、同様の言及が繰り返されている<sup>44)</sup>。いずれ

も、救援主体とその責任分担をめぐる考え方が特に重視されており、注意が必要である。こうした内容上の共通性に加えて、「指導原則」は、意識的な法的制度化を避けた点で、倫理をどう制度化するかという問題についても示唆を与えるものとなっている。<sup>47)</sup>「私人の手によるソフト・ロー」<sup>48)</sup>という制度化の形態は、一方で、本来国際法上の宣言化を目指していたはずの「指導原則」<sup>49)</sup>がその完成前に取った方向転換であり、しかし同時にその結果、原則の広範な受容へとつながったと考えてよい選択でもあった。<sup>50)</sup>内容的にも、また倫理の制度化という点からみても、今日、救援倫理の転換を考えるに際して、「指導原則」には特別な重要性が与えられてよいものと考えられる。

### おわりに

小論では、人の強制移動という文脈で、他者救援に関する倫理の転換がいかに進んできたかをみてきた。論を閉じるにあたり、再度、人間の二重性<sup>51)</sup>がもたらす倫理の共存と選択という問題に立ち返り、小論の内容がいかなる示唆を与えうるかを考えてみたい。

人類共同体に立脚する倫理と、特定の政治的共同体に基づく倫理とを、いかに併存させるかという問いは、それぞれの倫理が拠って立つ権威や権力をいかに併存させるかという問いとつながる。そして、二つの倫理のうちのいずれを選択するかという問いは、二つの倫理の土台たる権威や権力のどちらを選択するかという問いでもある。したがって、庇護と保護という文脈でこれを敷衍すれば、領域

に根ざした救援に関する倫理や権威・権力と、領域を越えた救援に関する倫理や権威・権力を、いかに併存させるか、あるいはそのいずれを選ぶのか、をめぐる問いだということになる。

強制移動における救援倫理の転換は、二つの救援倫理の併存からはじまりつつも、大規模強制移動の前に、はじめに庇護の倫理を選び、その後保護の倫理を選んだ過程であった。その意味で、救援倫理の転換が、コミュニティリズムからコスモポリタニズムへの移行であったということはできる。しかし、保護主導の救援倫理が、冷戦の終焉、平和維持活動の拡大とそれに対する反省などを経て、なお不安定な状態にある一方、その申請数をみる限り、実際には増加傾向にある庇護の状況を考えるなら、「庇護から保護へ」の転換が、直ちにコスモポリタニズムによる保護の台頭につながっているわけではないことも明らかである。つまり、人間の二重性を反映した二つの救援倫理の併存が、今日においても基本的な姿なのである。

その上で考えなければならないのは、こうした保護主導の救援倫理がグローバル・アパルトヘイトの一端であるとする主張をどうみるかである。<sup>52)</sup>この問題に取り組むにあたっては、庇護や保護という行為自体が倫理的なものである以上に、国民国家成立に際して「排除項」とされた人びとを回収するための装置だったのではないかという別の問いを避けては通れない。<sup>53)</sup>そしてこの問いに肯定的に答える限り、現代における救援は、庇護にせよ、また保護にせよ、結局のところ「排除項」である強制移動民の還流を阻止するものとして特徴づけられざるを得なくなる。しかし一方で、そのような庇護

観・保護観は一面的なのではないかという問いはなおも残される。加えて、救援をめぐる今日の世界政治を打開するにあたって、批判的立場に立つ論者がとりがちな「無条件の欲待」が、現実にとこまで有効であるかも疑問のままである。今日さげられる「欲待」は、その思想的内容から言つて、かつてプーフエンドルフが論じ、カントが完成させたものと、実は大差ない。そして、この「欲待」が、かつて、庇護を拡大し保護を発展させる上で思想的に決定的な役割を果たしたことを思い出すならば、「欲待」概念への回帰には十分な注意が必要になる。わけても、もし保護の代わりに「欲待」を無条件に認めようとするならば、その「欲待」を可能にする倫理的権威や権力はどこに認められるべきか、という点は重要な問いである。欲待が庇護と保護の狭間にあつたことは、それが二つの倫理的権威や権力から無関係であつたことを意味しない。むしろ、庇護と保護とにそれぞれ属する倫理的権威と権力が、欲待の中で交錯していったと考えるべきであろう。しかるに、「欲待」の可能性を論じる者が、倫理的権威と権力という点からその状況をいかに考えるかについて、いまだに明確な答えを与えられていない点に、私たちは注意する必要がある。

人間の二重性に立脚して倫理の二重性を認めるのであれば、むしろ庇護と保護という二つの救援倫理を併存させてゆくことが、なしたりは重要になるのではないだろうか。これは、世界政治における倫理的権威や権力を、特定の政治的共同体のみに置くことも、また人類共同体のみに置くことも、ともに難しい状況を反映したものの

であり、いかにも現状維持的な見解である。しかし同時に、倫理的な権威や権力を再配置する作業の必要性を提起するものである以上、この点がこれまでとは異なる価値観を内包している点も否めないであろう。世界政治という位置からグローバル倫理を考えるにあたっては、このような問題群に取り組み必要があるように思われる。

追記

本論文は、科学研究費補助金（若手研究B 採択番号22720016）による成果の一部である。

注

- (1) この点を扱ったものとして、Andrew Linklater, *Men and Citizens in International Relations*, 2nd Edition (London: Macmillan, 1990).
- (2) 島田征夫『庇護権の研究』（成文堂、一九八五年）、八四頁。
- (3) 川島慶雄「庇護権の性質と内容―国際法と国内法の比較検討―」『版大法学』九七・九八号（一九七五年）、一〇九頁。
- (4) Matthew E. Price, *Rethinking Asylum: History, Purpose, and Limits* (Cambridge: Cambridge University Press, 2009), p. 35.
- (5) つけられた概念の再編は「人権」についてあつてはあつた。その典型として、Henry Shue, *Basic Rights: Subsistence, Affluence, and U. S. Foreign Policy*, 2nd Edition, (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1996).
- (6) James Rosenau, 'Intervention as a Scientific Concept', *Journal of Conflict Resolution*, 13-2, 1969, p. 163.
- (7) Martin Wight, 'Western Values in International Relations', in Butterfield and Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of*

- International Politics* (London: Allen and Unwin), p. 117.
- (8) 現代世界政治における信託に関する『William Bain, *Between Society and Anarchy: Trusteeship and the Obligation of Power* (Oxford: Oxford University Press, 2002) ならびに山田哲也『国連による秩序』(東京大学出版会、二〇〇九年)が詳しい。
- (9) Robert Goodin, *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibilities* (Chicago, IL: The University of Chicago Press, 1985).
- (10) Shue, *Basic Rights*.
- (11) Martha Nussbaum, *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership* (Cambridge, MA: The Belknap Press, 2006).
- (12) Fernando Tesón, *Humanitarian Intervention: An Inquiry into Law and Morality*, 3<sup>rd</sup> Edition, (New York: Transnational Publishers, 2005); Onora O'Neill, *Faces of Hunger: An Essay on Poverty, Justice, and Development*, (London: Allen and Unwin, 1986).
- (13) R. M. Hare, *Moral Thinking* (Oxford: Oxford University Press, 1981), 実際「く」の理由でけいよんなら、功利主義と義務論とは両立可能になる。
- (14) Hersch Lauterpacht, *International Law and Human Rights* (New York: Anchor Books, 1950/1968), pp. 83-84.
- (15) Michael Wilks, *The Problem of Sovereignty in the Later Middle Ages* (Cambridge: Cambridge University Press, 1963), Ch. 1-3を参照。
- (16) 新約聖書より「ルカによる福音書」10:25-10:37。聖書共同訳実行委員会『新約聖書(新共同訳)』(日本聖書協会、一九八七年)。
- (17) Hugo Grotius (translated by Francis W. Kelsey), *De Jure Belli ac Pacis, Libri Tres* (Oxford: Clarendon Press), Book II, Chap. XXX.
- (18) 註4を参照。
- (19) Nicholas Wheeler, *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society* (Oxford: Oxford University Press, 2000), Ch. 1.
- (20) Price, *Rethinking Asylum*, p. 39.
- (21) カント(宇都宮芳明訳)『永遠平和のために(岩波文庫版)』(岩波書店、一九八五年)四七頁。なお、宇都宮は、「歓待」ではなく「友好」あるいは「よい待遇」と訳している。
- (22) カント『前掲書』、四七頁。
- (23) カント『前掲書』、四七頁。
- (24) ツェキユディデース(久保正彰訳)『戦史・中巻(岩波文庫版)』(岩波書店、一九六六年)、三三四頁。
- (25) 弓削達『永遠のローマ(講談社学術文庫版)』(講談社、一九九一年)、一五一―一六頁。ただしこの時には、ローマへの侵入軍を率いたアリラット王が、教会へ逃げ込んだ者に対して殺人や掠奪を行ってはならないと命令している。
- (26) 同条約草案は、Ade Grahl-Madsen, *Territorial Asylum* (Stockholm, Almqvist & Wiksell, 1980), Annex WW に全文がある。
- (27) 外国人や少数者を扱う法の存在が、難民保護体制全体の発展にどのように関係していたかは、James Hathaway, *The Rights of Refugees in International Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004), pp. 75-91を参照。
- (28) *Ibid.*, p. 74.
- (29) この点については、田畑茂二郎『人権と国際法』(日本評論社、一九四八年)が詳しい。
- (30) 田畑『前掲書』、四〇―四五頁。
- (31) 田畑『前掲書』、四二―四四頁。第二次大戦後の例においても、とりわけ冷戦の終焉を分水嶺とするかたちでこの傾向は続くことになる。この点については、Wheeler *Saving Strangers* 中で扱われた各事例を参照された。
- (32) 同会議に関しては、芹田健太郎『亡命・難民保護の諸問題』(北樹出版、二〇〇〇年)より二二九―二三八頁、Grahl-Madsen, *Territorial Asylum*, Ch. 7を参照。
- (33) 国際社会における『Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, (New York: Columbia University Press, 1977), Ch. 3; Martin Wight, *International Theory: Three Traditions* (Leicester: Leicester

- University Press, 1991), Ch. 3 を参照。また国際共同体については古谷修一「イテオロギーとしての国際共同体」大沼保昭編著『国際社会における法と力』（日本評論社、二〇〇九年）を参照。
- (34) 古谷はこれを「国際共同体の介人的性格」とも言及。古谷「前掲論文」一六〇—一六二頁。
- (35) これについては国際法を中心に多くの研究蓄積がある。そのあたり初期のものとして Wilfred Jenks はその三部作 *International Immunities* (London: Stevens and Sons, 1961); *The Proper Law of International Organizations* (London: Stevens and Sons, 1962); *The Prospects of International Adjudication* (London: Stevens and Sons, 1964); また現代に近しい文脈では Jose Alvarez, *International Organizations as Law-Makers* (Oxford: Oxford University Press 2005); Simon Chesterman (ed.), *Secretary or General?* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007) を参照。
- (36) Butros Butros-Ghali, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacekeeping and Peace-keeping* (Report of the Secretary-General), UN Doc., A/47/277-S/24111, 17 June, 1992, para. 17.
- (37) Francis M. Deng, *Protecting the Dispossessed: A Challenge for the International Community* (New York: The Brookings Institution Press, 1993), p. 13. 執筆者である Deng は「国内避難民問題に関する初代国連事務総長特別代表として「指導原則」の作成に携わった人物である。
- (38) Aile Grahl-Madsen, *The Status of Refugees in International Law, Volume I* (Leyden: A. W. Sijthoff, 1966), p. 189.
- (39) Grahl-Madsen, *The Status of Refugees in International Law, Volume I*, p. 193. なお、Hathaway, *The Law of Refugee Status* (Toronto: Butterworths, 1993), pp. 99–134. なお、本文中に述べたマリヤリスト対マキンマリヌトという構図が、この図にはあてはまらない。
- (40) Hathaway, *The Law of Refugee Status*, pp. 66–69.
- (41) たとえば『保護する責任』は「現在進行中の大規模な人命の損失や民族浄化を」「深刻で回復できない危害 (serious and irreparable harm)」と定める。ICISS, *The Responsibility to Protect* (Ottawa: International Development Research Centre, 2001), para. 4.18. この「危害」という言葉が用いられている点にも注意が必要である。
- (42) Guy Goodwin-Gill, *The Refugee in International Law* (Oxford: The Clarendon Press, 1996), pp. 286–291.
- (43) *Ibid.*, p. 268.
- (44) United Nations, *Guiding Principles on Internal Displacement* (UN Doc., E/CN.4/1998/Add.2) (日本語に訳すのは、墓田桂他『国内強制移動に関する指導原則』成蹊大学アジア太平洋研究センター、を参照)。
- (45) *Ibid.*, Principles 3–1; 7–1; 7–2; 9; 25; 27 and 28–1.
- (46) United Nations, *A More Secure World: Our Shared Responsibility* (Secretary-General's Report, UN Doc., A/59/565, 2 December 2004), esp. para. 29–30; *In Larger Freedom: towards development, security and human rights for all* (Secretary-General's Report, UN Doc., A/59/2005, 21 March 2005), esp. para. 132 and 135; *Implementing the Responsibility to Protect* (Secretary-General's Report, UN Doc., A/63/677, January 2009).
- (47) この点については、池田丈佑「国内避難民の国際的保護：『弱者』と『脅威』のあいだで」『平和研究』三二号、二〇〇六年、七五—七七頁を参照。
- (48) この言葉は、国際法学者 K. マボットが「指導原則」の形成について語った Deng の議論に対して向けたコメントから来している。Kenneth, Abbott, 'Commentary: Privately Generated Soft Law in International Governance', in Thomas J. Biersteker, Peter J. Spiro, Chandra Lekha Sriram, and Veronica Riffe (eds.), *International Law and International Relations: Bridging Theory and Practice* (London, Routledge: 2007), p. 167.
- (49) この点には、Deng 自身が言及している。Francis M. Deng, 'The Guiding Principles on Internal Displacement and The Development of International Norms', in Biersteker et al. (eds.), p. 153.
- (50) この点には、時期を大体同じくして試みられた国際法協会 (International Law Association) による「宣言」化の試みが、各国への波及という点で見れば事実上うまくいかなかった点と併せて考えると対照的である。国

- 国際法協会の作業に関しては、永田高英「I L A 『国内避難民に関する国際法原則宣言』の成立」島田征夫（編著）『国内避難民と国際法』（信山社、二〇〇五年）を参照。
- (51) 土佐弘之『条件付き欲待』の国際政治―国際難民レジームの危機という文脈で、土佐弘之『安全保障という逆説』（青土社、二〇〇三年）所収。
- (52) H・アレント（大久保和郎訳）『全体主義の起原』（みすず書房）第三卷。